



インターネット通販の 定期購入トラブルにご注意を!!



若者から高齢者まで幅広い世代から、インターネット通信販売での定期購入に関するトラブルの相談が多く寄せられています。

相談事例

SNSの広告でアンケートに回答したら美容液の広告画面になった。初回限定2,000円と安かったので、1回限りと思い注文した。先日、2回目の商品とともに15,000円の高額な請求が届いた。ここで初めて定期購入だと知った。契約を解約し商品を返品したい。

インターネット通販の注文画面では「初回限定」などお得感を強調した表示に比べ、実際の購入条件が小さく表示されていたり、気付きにくい場所に表示されていたりして、分かりづらいことがあります。注文確定の前には、画面の隅々までみるなどの注意をしましょう。

インターネット通販での「定期購入トラブル」

契約時に確認すべきポイントは？

令和4年6月1日から改正特定商取引法が施行されました。

注文する前に!!

「最終確認画面」をチェック!!

- ☑ 定期購入かどうか
- ☑ 定期購入の場合、2回目以降の代金など
- ☑ 返品や解約の条件



(消費者庁イラスト集より)

事業者は、販売サイトの「最終確認画面」において、契約の申込みの内容について、明確に表示することを義務付けられました。

- 違反した表示により消費者が、誤認して申込みをした場合は、契約を取り消すことができます。
- 注文前の最終確認画面はスクリーンショット等で保存しておきましょう。(契約を取り消す際の証拠になります。)

新成人に起こり得る消費者トラブル! 令和4年4月1日から
成年年齢が引き下げられました。

~これから成人になるキミたちへ クレジットカードについて考えよう! ~

お金は有限! 暮らしとお金のバランスを考えよう

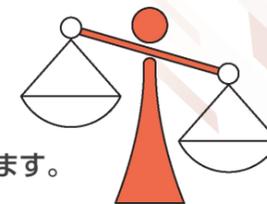
成人になると、親の同意なしで*クレジットカードが作れるようになります。

*カード会社によっては、親の同意を必要とする会社もあります。

社会に出て働き出したら、「お給料で欲しいものを買おう」と夢も広がります。

一人暮らしをすれば、家賃、食費、電気・水道・ガスなどの生活に必要なお金がかかります。

生活に応じてお金との付き合い方を考えましょう。



(消費者庁イラスト集より)

相談事例①

成人すると簡単にインターネットでクレジットカードが作れるようになった。作ったクレジットカードで、限度額いっぱいまで買い物をしてしまい、支払いができない。



(消費者庁イラスト集より)

相談事例②

大学のオンライン授業で使うためクレジットカードを作って、パソコンを購入した。支払い方法は、翌一括払いとリボ払いがあり、割引サービスのあるリボ払い*を選んだ。1年以上経過した最近になってクレジットカードの利用明細を確認したら、支払残高がまだ約20万円あることがわかった。

*リボ払い(リボルビング払い): 設定した利用枠の範囲で利用できる支払い方法。支払残高に応じた、手数料がかかります。

クレジットカードはキャッシュレスで決済が可能なツールの一つです。便利な反面、支払方法を確認せず使用すると想定外の手数料を請求されることや、利用明細を確認しないと支払残高が高額になっていることに気付かないことがあります。現金が無くても買い物ができることは便利ですが、クレジットカードの仕組みや支払い方法をきちんと理解したうえで、適切な管理の下で利用しましょう。

トラブルに遭わないためのポイント!

- ☑ 延滞に注意! (利用の際には、支払計画を立てて利用しましょう)
- ☑ 手数料が発生する分割払い、リボ払いに注意!
- ☑ カードの管理は適切に。利用明細は必ず確認しましょう!
- ☑ 悪質事業者から「クレジットカードで支払えばよい」とそそのかされても応じないで!

(参考: 独立行政法人国民生活センター)